

改 正 後	改 正 前
第3 事業の実施要件等 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。 (1) 次の全てを満たすこと。 ア （略） イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る<u>地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）の区域内の全農家戸数に占める目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた認定農業者数の割合</u>以上となること。 (イ) （略） (2)～(6) （略） 2～5 （略）	第3 事業の実施要件等 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。 (1) 次の全てを満たすこと。 ア （略） イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る<u>地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める目標割合</u>以上となること。 (イ) （略） (2)～(6) （略） 2～5 （略）

第8 要件未達成の場合の措置

1～4 (略)

5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1の第9の1の(6)に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第10 経過措置

1 (略)

(削る。)

2 (略)

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

第8 要件未達成の場合の措置

1～4 (略)

5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の5に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第10 経過措置

1 (略)

2 第5に基づき平成17年度までに採択された事業実施地区又は平成18年度以降に採択される事業実施地区であって、事業申請時において第3の1の(1)のイの(ア)のアクションプログラムが地域協議会によって作成されていないものについては、第3の1の(1)のイの(ア)に規定する「地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める」を「市町村が定めた地域農業マスタープラン（経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の2に基づくものをいう。）に定める」と読み替えるものとする。

3 (略)

- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

経営体育成促進事業実施要綱

平成15年4月1日付け14農振第2431号
平成16年4月1日付け15農振第2360号
平成17年4月1日付け16農振第2014号
平成18年3月31日付け17農振第2166号
平成19年3月30日付け18農振第1982号
平成19年6月4日付け18農振第2117号
平成19年8月1日付け19農振第 825号
平成20年5月30日付け19農振第2172号
平成20年10月1日付け20農振第1174号
平成21年4月1日付け20農振第2261号
平成22年4月28日付け22農振第 167号
平成23年4月1日付け22農振第2306号
平成25年4月1日付け24農振第2528号
平成26年3月28日付け25農振第2264号
平成28年4月1日付け27農振第2387号
平成29年3月31日付け28農振第2055号
平成30年3月30日付け29農振第1963号
令和3年3月31日付け2農振第3700号

最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2929号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

}

殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

経営体育成促進事業は、農業競争力強化農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の1及び3に規定する事業をいう。）等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

経営体育成促進事業は、第4の(1)に規定する事業（以下「対象事業」という。）の実施に当たり、効率的かつ安定的な経営体の育成と農用地の利用集積を促進するため、第3の実施要件に基づき、担い手育成農地集積事業（対象事業の実施地区において行われる担い手（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成16年4月1日農林水産省告示第891号。以下「告示」という。）第一号に規定する基準に適合する農業者及び農業者の組織する団体をいう。以下同じ。）への農用地の利用集積を促進するため、対象事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、当該農家負担金について株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公

庫」と総称する。)が、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者(以下「貸付対象者」という。)に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費(農用地の改良又は造成に係る事業費に限る。以下同じ。)の10%以内(農家負担金対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、当該負担金の6分の5以内)に相当する額の無利子資金(以下「担い手育成農地集積資金」という。)の貸付けを行う事業をいう。)を行うものとする。

第3 事業の実施要件等

- 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
 - (1) 次の全てを満たすこと。
 - ア 告示第一号及び第三号イの基準を満たすこと。
 - イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。
 - (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）の区域内の全農家戸数に占める目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた認定農業者数の割合以上となること。
 - (イ) 対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ 30% 以上増加すること。
 - (2) 告示第一号及び第三号ロの基準を満たすこと。
 - (3) 告示第一号ハ及び第三号イの基準を満たすこと、又は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める基準を満たすこと。
 - (4) 告示第一号及び第三号ハの基準を満たすこと。
 - (5) 告示第一号及び第三号ニからリまでのいずれかの基準を満たすこと。
 - (6) 告示第二号及び第四号の基準を満たすこと。
- 2 告示第一号イに規定する農地の整備に関する事業の施行に係る地域を対象に市町村が定める農業経営の育成に関する計画は、第 4 の(3)に定める促進計画等とする。
- 3 告示第一号イ(三)に規定する農作業受託は、基幹は場 3 作業の受託をいう。
- 4 告示第一号イ(三)に規定する経営等農用地は、事業地区外の農用地も含むものとする。
- 5 告示第三号に規定するまとはりは、農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。

第4 実施対象地区

経営体育成促進事業は、次に掲げる事項の全てに該当する地区を対象に実施する。

- (1) 次のアからオまでに掲げる事業のいずれかを実施していること。
 - ア 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定する農地整備事業及び 3 に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの
 - イ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に規定する畑地帯総合整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの
 - ウ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 に規定する農地整備事業のう

ち、農村振興局長が別に定めるもの

エ 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号 農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備及び(イ)に規定する水利施設整備のうち、農村振興局長が別に定めるもの

オ 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 1 の(1)のアの(ア)に規定する農地整備事業及び(エ)に規定する草地畜産基盤整備事業並びにイの(オ)に規定する水利施設等整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

(2) 対象事業実施地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められているか、又は定められることが見込まれること。

(3) 対象事業実施地区において、農村振興局長が別に定める促進計画等が定められており、かつ、当該促進計画等が第 3 の 1 に規定する基準に適合するものであること。

第 5 事業の申請及び採択

経営体育成促進事業の申請及び採択は、次に定めるところによる。

1 担い手育成農地集積事業

(1) 知事は、貸付対象者から担い手育成農地集積事業を実施したい旨の申請があった場合には、第 4 の(1)のア、イ及びウに係るものについては採択希望年度の前年度の 11 月 30 日まで、また、同号エ及びオに係るものについては当該施策の着手時までに事業採択申請書（別記様式 1）に促進計画等計画書を添付の上、地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。(2)及び(3)並びに第 8 の 1 及び 2 において同じ。）を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に提出するものとする。なお、第 4 の(1)のウについては、地域の実情に応じて、被災地域の農業・農村の復興・再生を速やかに図る必要が緊急に生じた場合においては、年度途中の事業採択申請書の提出を認めるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の規定により提出された事業採択申請書及び促進計画等計画書を農林水産大臣に進達するときは、意見を付すものとする。

(3) 農林水産大臣は、(2)の規定により進達された促進計画等計画書等を審査の上、予算の範囲内において、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、地方農政局長を経由して（北海道にあっては、直接）当該申請に係る知事に事業の採択通知書を交付するとともに、当該採択通知書及び促進計画等計画書の写しを公庫へ送付するものとする。

(4) (3)の規定により採択通知書の交付を受けた知事は、(1)の申請を行った貸付対象者に対し、採択の決定を通知するものとする。

2 1 の(3)の審査は、別に農村振興局長が定める審査基準に照らして行うものとする。

第 6 事業の実施報告等

知事は、経営体育成促進事業実施期間中、毎年度、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に対し、経営体育成促進事業の実施状況等について報告するものとし、地方農政局長等は、経営体育成促進事業の適正かつ円滑な実施のため、知事に対し助言、指導その他所要の措置を行うものとする。

第7 助成措置

- 1 国は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が第2の1の規定により貸し付ける担い手育成農地集積資金について、利子補給を行うものとする。
- 2 利子補給契約は、別添「担い手育成農地集積資金利子補給契約約款（以下「約款」という。）」により締結することとし、日本公庫は約款を承諾の上、担い手育成農地集積資金利子補給契約申込書（以下「契約申込書」という。別記様式2）を農林水産大臣に提出するものとする。

なお、契約申込書に記載すべき当年度における本資金の貸付予定額等に関する国の予算上の措置事項及び変更事項については、毎年度当初及び変更が生じた時点に示すこととする。

第8 要件未達成の場合の措置

- 1 知事は、第3の1の基準を満たすことが困難と見込まれる場合にあっては、速やかに地方農政局長を経由して（北海道にあっては、直接）農林水産大臣に報告しなければならない。
- 2 農林水産大臣は、1の報告の内容を審査し、第3の1の基準を満たさないと認められるときは、その旨を公庫及び地方農政局長を経由して（北海道にあっては、直接）知事に通知するものとする。
- 3 2の通知を受けた知事は、第3の1の基準を満たさない旨を貸付対象者に通知しなければならない。
- 4 日本公庫は、2の通知を受けた場合には、調整金を貸付対象者から徴収し、国に納付するものとする。
- 5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1の第9の1の(6)に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第9 委任

経営体育成促進事業の実施は、この要綱に定めるもののほか農村振興局長が別に定めるところによる。

第10 経過措置

- 1 この通知により廃止される担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第641号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手育成実施要綱」という。）第6の1の(3)に基づき平成14年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、同要綱に基づく事業をなお従前の例により実施できるものとする。
- 2 この通知により廃止される元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）別紙2の元気な地域づくり整備交付金（ハード）のうち、別に農村振興局長が定める施策であって、第4の(3)の基準を満たすものについては平成18年度までに採択された担い手農地集積事業の実施地区においては、同要綱に基づく事業をなお従前の例により実施できるものとする。

附 則（平成20年5月30日付け19農振第2172号）

- 1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の経営体育成促進事業実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 農振第 825 号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施され、この要綱の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2261 号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の経営体育成促進事業実施要綱（平成 20 年 10 月 1 日付け 20 農振第 1174 号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施され、この要綱の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 4 月 28 日付け 22 農振第 167 号）

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 担い手育成草地集積事業実施要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 畜 B 第 229 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この要綱による改正前の経営体育成促進事業実施要綱及びこの要綱により廃止される担い手育成草地集積事業実施要綱の規定に基づき、国が公庫に対し貸し付けた資金の償還方法については、なお従前の例による。
- 4 この要綱による廃止前の担い手育成草地集積事業実施要綱第 5 の 2 に基づき、平成 22 年度の担い手育成草地集積事業に係る申請が行われた場合は、第 5 の 1 に基づき担い手育成農地集積事業に係る申請が行われたものとみなす。
- 5 この要綱による廃止前の担い手育成草地集積事業実施要綱第 5 の 4 に基づき、平成 21 年度までに採択された担い手育成草地集積事業については、第 5 の 1 に基づき採択された担い手育成農地集積事業とみなす。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2306 号）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度における第 4 の(1)のア及びイに係る事業採択申請書の提出期限は、第 5 の 1 の(1)の規定にかかわらず、平成 23 年 8 月 31 日までとする。
- 3 第 5 に基づき平成 22 年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、第 4 の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 農振第 2528 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度における第 4 の(1)のアに係る事業採択申請書の提出期限は、第 5 の 1 の(1)の規定にかかわらず、平成 25 年 10 月 31 日までとする。
- 3 第 5 に基づき平成 24 年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、第 4 の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 2264 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度における第 4 の(1)のア及びイに係る事業採択申請書の提出期限は、第 5 の 1 の(1)の規定にかかわらず、平成 26 年 10 月 31 日までとする。
- 3 第 5 に基づき平成 25 年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、第 4 の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2387 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 に基づき平成 27 年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、第 4 の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2055 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1963 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度における経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）第 4 の(1)のア及びイに係る事業採択申請書の提出期限は、要綱第 5 の 1 の(1)の規定にかかわらず、平成 30 年 10 月 31 日までとする。
- 3 要領第 5 に基づき平成 29 年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、要綱第 4 の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3700 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2929 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

(別記様式 1)

番 号
年 月 日

(〇〇農政局長 経由)
農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事名

経営体育成促進事業採択申請書

経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）
第5の1の(1)の規定により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく、基盤整備関連経営
体育成等促進計画等計画書を添えて申請します。

記

対 象 事 業 の 内 容				関係市町村 及び 関係土地改良区	備 考
事 業 名	地区名	受益面積	着工年度		
		ha			
担い手育成農地集積資金の貸付対象予定者					

(別記様式 2)

担い手育成農地集積資金利子補給契約申込書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

経営体育成促進事業実施要綱第 7 の 2 の規定に基づき、 年度において当公庫が貸し付ける担い手育成農地集積資金に係る利子補給契約を締結したいので、担い手育成農地集積資金利子補給契約書 2 部を添えて申し込みます。

担い手育成農地集積資金利子補給契約書

政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に対し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の9及び同法附則第8項の規定に基づき、公庫が 年度において貸し付ける経営体育成促進事業実施要綱第2の担い手育成農地集積資金について、下記により、利子補給金を支給する。

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

印

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁

印

記

- 1 政府の利子補給に係る担い手育成農地集積資金の 年度における貸付けの限度額は、
円とする。
- 2 1の貸付けに係る利子補給金の 年度以降27年度間における総額は、 円を限度とする。
ただし、 年 月 日から 年 月 日までの期間における貸付けにつき、 年度において支給する利子補給金の限度額は、 円とする。
- 3 担い手育成農地集積資金利子補給契約約款の条項は、この利子補給契約の内容となるものとする。

別添

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款

(利子補給金の支給)

第1条 政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が貸し付ける経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2に規定する担い手育成農地集積資金について、要綱第7の1に基づき、この約款の定めるところにより、公庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

(利子補給金の支給の年限)

第2条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る担い手育成農地集積資金の貸付けをした年度以降27年度とする。

(利子補給金の支給に係る期間)

第3条 利子補給金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に係るものを支給するものとする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間の当該利子補給金の支給に係る担い手育成農地集積資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、農業経営基盤強化促進法附則第11項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件（平成22年4月23日農林水産省告示第669号）の利率により計算した額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 公庫は、利子補給金の支払を受けようとするときは、別紙様式第1による利子補給金支払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めたときは、利子補給金を支払うものとする。

(貸付実行報告)

第6条 公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る担い手育成農地集積資金の貸付実行に関し、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間につき、別紙様式第2により、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 公庫は、前項の規定により報告した事項につき変更があったときは、別紙様式第3により、遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければならない。

(回収状況報告)

第7条 公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る担い手育成農地集積資金の回収状況に関し、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間につき、別紙様式第4により、農林水産大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る融資事業が完了したときは、当該事業の完了後遅滞なく、別紙様式第5による実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 公庫は、国の一会計年度における利子補給金の支給に係る期間における融資事業が完了したときは、当該年度の翌年度の5月末日までに別紙様式第6による会計年度実績報告書を農林水産大臣に

提出しなければならない。

(利子補給金の確定)

第9条 農林水産大臣は、第8条の報告を受けた場合には、報告書等の審査を行い、当該補給金の額を確定し、公庫に通知する。

2 農林水産大臣は、公庫に交付すべき補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超える部分の利子補給金の返還を命ずるものとする。

別紙様式 第1

年度担い手育成農地集積資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの支給期間に係る担い手育成農地集積資金の利子補給金 円の交付を申請する。
なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。

記

- 1 年度担い手育成農地集積資金利子補給金 円
- 2 担い手育成農地集積資金利子補給金計算書
別紙のとおり

(別 紙)

担い手育成農地集積資金利子補給金計算書（支給期間・ 年 月 日～ 年 月 日）

貸付年度	(A)期首貸付残高	(B)期末貸付残高	(C)貸付平均残高	(D)利子補給率	(E)国の利子補給額 (C×D)	(F)既に支払を受けた 利子補給額	備考
	円	円	円	年%	円	円	
総計							

- (注) 1 「A」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては4月1日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては10月1日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
- 2 「B」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては9月30日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては3月31日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
- 3 「C」欄の貸付平均残高は、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た 積数／365 を記入すること。

担い手育成農地集積資金貸付実行報告書
(年度)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第6条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 担い手育成資金貸付額

事業名	件数	貸付金額
	件	千円
合 計		

2 利子補給金見込額

年 度		利 子 補 給 率 別 の 利 子 補 給 金				年度合計
		%	%	%	%	
年度	当該年度	円	円	円	円	円
年度	2年度目					
年度	3年度目					
年度	4年度目					
年度	5年度目					
年度	6年度目					
年度	7年度目					
年度	8年度目					
年度	9年度目					
年度	10年度目					
年度	11年度目					
年度	12年度目					
年度	13年度目					
年度	14年度目					
年度	15年度目					
年度	16年度目					
年度	17年度目					
年度	18年度目					
年度	19年度目					
年度	20年度目					
年度	21年度目					
年度	22年度目					
年度	23年度目					
年度	24年度目					
年度	25年度目					
年度	26年度目					
年度	27年度目					
合 計						

注：本報告書作成の基礎となる個々の借受者データを、(別紙)「貸付実行報告明細書」を参考に作成し、必要に応じて提出すること。

(別 紙)

貸付実行報告明細書 (No.)

(取扱部・所)

整理 番号	貸 付 先				貸 付 年月日	事業費	貸付金額	貸 付 条 件		備 考
	事業名	地区名	名 称	所在地				据置期間	償還期限	
						千円	千円	年 月	年 月	

(注) 1. 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。

総括	事業名	件数	貸付金額
		件	千円
	合計		

担い手育成農地集積資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

担い手育成農地集積資金貸付実行報告書について、下記のとおり一部を変更したので担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第6条第2項の規定により、報告する。

記

貸付 年度	整理 番号	貸付先 名 称	貸付金額	変 更 年月日	据置 期間	償還 期間	利子補給 金見込額	変更の概要

- 注1 「据置期間」、「利子補給金見込額」に変更があった場合には、変更後の内容を上段に括弧書きすること。
- 2 本表作成の基礎となる（別紙）「貸付条件等変更個別明細書」を別途作成し、必要に応じて提出すること。

(別 紙)

貸付条件等変更個別明細書

1. 貸付先の名称
2. 整理番号
3. 変更する項目
4. 変更の内容

変更前

変更後

5. 変更の理由
6. 変更年月日
7. その他参考事項

(注) 事業費については著しく変更した場合に限る。

担い手育成農地集積資金回収状況報告書

農林水産大臣 殿

番 年 月 号 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 ○

担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第7条の規定に基づき、 年度の回収状況を下記のとおり報告する。

記

(単位：千円)

貸付年度	前期末貸付残高 (延滞額を除く)	当期末貸付残高 (延滞額を除く)	期 中 償 還 額			期末延滞額元本額	左のうち当期分延滞額
			約 定	繰 上	計		
総 計							

担い手育成農地集積資金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

年度に契約した担い手育成農地集積資金の融資事業が完了したので担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第1項の規定により別紙のとおり報告する。

(別 紙)

担 手 育 成 農 地 集 積 資 金 の 融 資 事 業 の 実 績

契約年度	年度	契約年月日	年 月 日	契約番号	号	貸付金の限度額	円	利子補給金の 限 度 額	円
						同 実 績	円		

事 業 年 度 (会計年度)	(A)期首貸付 残 高	(B)期末貸付 残 高	(C)貸付平均 残 高	(D)利 子 補給率	(E)国の利子 補 給 額	(F)利子補給 の 返 還	(G)差 引 (E－F)	備 考
	円	円	円	年%	円	円		
総 計								

- (注) 1. 「A」欄には、4月1日現在の貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
2. 「B」欄には、翌年3月31日現在の貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
3. 「C」欄には、貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して
得た額 $\frac{\text{積 数}}{365}$ を記入すること。

担い手育成農地集積資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

年度に係る担い手育成農地集積資金の融資事業が終了したので、担い手育成農地集積資金利子補給契約約款第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

年度担い手育成農地集積資金の融資事業実績（期間 年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日）

貸付年度	(A) 期首貸付残高	(B) 期末貸付残高	(C) 貸付平均残高	(D) 利子補給率	(E) 国の利子補給額 (C×D)	(F) 前年度末までに支払 を受けた利子補給額
	円	円	円	年%	円	円
総 計						

- (注) 1. 「A」欄には、4月1日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
2. 「B」欄には、翌年3月31日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
3. 「C」欄には、貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して
得た額 $\frac{\text{積 数}}{365}$ を記入すること。